

国勢調査令の一部を改正する政令について（概要）

1 改正の趣旨

令和7年国勢調査の実施に当たり、その調査方法を見直すもの。

2 改正の主な内容 ※括弧内は改正後の条項

（1）調査期間の変更（第9条第1項）

国勢調査員の事務負担の軽減及び調査の円滑化を図るため、調査期間を変更する。

（2）調査書類の郵送配布方式の導入（第9条第1項各号列記以外の部分及び第4号から第6号まで）

国勢調査員及びその確保等に係る市町村の事務負担の軽減並びに調査の円滑化を図るため、総務大臣が指定する調査区において、調査書類を郵便等により配布できる選択肢（郵送配布方式）を導入する。

（3）一部の調査事項の報告方法の変更等（第9条第2項並びに第10条第3項第2号及び第3号）

調査事項「世帯の種類」及び「住宅の建て方」について、①紙の調査票に記入して回答する場合は調査員記入事項とされているところ、国勢調査員の事務負担の軽減及び調査の円滑化を図るため、オンライン回答の場合と同様に報告者記入事項に変更するとともに、②世帯員の不在等の場合における世帯員以外の者への聞き取り調査の対象事項に追加する。

3 施行期日等

公布日：令和7年4月1日

施行日：公布の日